SSBJ

第 18 回サステナビリティ基準委員会

資料番号	審議事項 A1-3
日付	2023 年 8 月 3 日

プロジェクト	IFRS S1 号に相当する基準の開発
項目	法令との関係

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**法令との関係**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点は、第 10 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 3 月 16 日開催）において、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

事務局による提案の要約

3. 本資料における事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   (1) 日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しない（後述の第 13 項参照）。

      ① サステナビリティ開示基準で要求される情報が、法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示しないことができる。その理由で重要性がある情報を省略する場合、開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示しなければならない。

   (2) 日本版 S1 基準において、法令によって開示しないことが認められている場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報は開示しなければならない旨を定める（後述の第 14 項参照）。

これまでの審議の概要

4. IFRS S1 号の公開草案では、法令によって開示することが禁止されている事項は開示をしないことができる旨、また、その理由で重要性がある情報を省略する場合に開示しな

い情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示する旨が提案された（同公開草案第 62 項）。

5. 第 10 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

(1) IFRS S1 号の公開草案において示された、「サステナビリティ開示基準で要求される情報が、法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示しないことができる。その理由で重要性がある情報を省略する場合、開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示しなければならない。」という定めを日本版 S1 基準に取り入れる。

6. これに対し、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

公開草案からの変更点

7. 法令によって開示することが禁止されている事項は開示をしないことができる旨、また、その理由で重要性がある情報を省略する場合に開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示する旨の定めに関しては、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる（IFRS S1 号 B33 項）。

8. 一方、確定した IFRS S1 号では、法令によって情報を開示しないことが容認される場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示しなければならない旨の定めが、新たに追加されている（IFRS S1 号 B32 項）。

9. 確定した IFRS S1 号と公開草案との比較は、次のとおりである（和訳は事務局による仮訳。下線は主な変更箇所）。

IFRS S1 号	公開草案
B32 An entity shall disclose material sustainability-related financial information, even if law or regulation permits the entity not to disclose such information. 企業は、法令によって企業がそのような情報を開示しないことが容認される場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示しなければならない。	（新　設）
B33 An entity need not disclose information otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard if law or regulation prohibits the entity from disclosing that information. If an entity	62 An entity need not disclose information otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard if local laws or regulations prohibit the entity from disclosing that information. If an entity

IFRS S1 号	公開草案
omits material information for that reason, it shall identify the type of information not disclosed and explain the source of the restriction. 「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報が、法令によって企業が当該情報を開示することが禁止されている場合、企業はこれを開示する必要はない。企業は、その理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。	omits material information for that reason, it shall identify the type of information not disclosed and explain the source of the restriction. 「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報が、現地の法令によって企業が当該情報を開示することが禁止されている場合、企業はこれを開示する必要はない。企業は、その理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。

事務局による分析

10. 上述の第 7 項及び第 9 項に記載したとおり、法令によって開示することが禁止されている事項は開示しないことができる旨、また、その理由で重要性がある情報を省略する場合に開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示する旨の定めに関しては、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる。

11. このため、第 10 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案（前述の第 5 項(1)参照）を変更しないことが考えられる。

12. また、前述の第 8 項に記載した、新たに追加された、法令によって情報を開示しないことが認められる場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報は開示しなければならない旨の定めについては、基準上、このような定めが明記されなくても遵守すべき事項であると考えられる。このため、当該定めに関しては、そのままの形で日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

13. 日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しないこととしてはどうか。

    (1) サステナビリティ開示基準で要求される情報が、法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示しないことができる。その理由で重要性がある情報を省略する場合、開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示しなければならない。

14. また、日本版 S1 基準において、法令によって開示しないことが認められている場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報は開示しなければならない旨を定めることとしてはどうか。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 次の事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) 日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しない。

- サステナビリティ開示基準で要求される情報が、法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示しないことができる。その理由で重要性がある情報を省略する場合、開示しない情報の種類を識別し、開示しない根拠となる法令を開示しなければならない。

(2) 日本版 S1 基準において、法令によって開示しないことが認められている場合であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報は開示しなければならない旨を定める。

② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上